

高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金交付規程

(目的)

第1条 生涯にわたって楽しめるスポーツ・レクリエーションライフを実現するために、「一楽しくスポーツを— だれでも どこでも いつまでも」を合言葉に、高齢者および障がい者も含めた全ての市民がこぞって参加できるスポーツ環境の充実を図るため、公益財団法人盛岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）とスポーツ関係団体（以下「団体」という。）が共催により実施する高齢者または障がい者を対象とする事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、助成金を交付する。

(助成金の交付対象事業のうち高齢者を対象とする事業)

第2条 前条に規定する助成金の交付対象事業のうち、高齢者を対象とする事業については、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 協会が共催を承認した事業であること。
- (2) 市民を対象とする事業であること。
- (3) スポーツ大会、スポーツ教室及び講習会等、市民スポーツの振興に寄与する事業であること。
- (4) 原則として、市内で開催する事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (5) 参加料、入場料、観覧料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (6) 当該事業全参加者のうち、55歳以上の者が50パーセントを超える事業であること。

(助成金の交付対象事業のうち障がい者を対象とする事業)

第3条 第1条に規定する助成金の交付対象事業のうち、障がい者を対象とする事業については、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 協会が共催を承認した事業であること。
- (2) 市民を対象とする事業であること。
- (3) スポーツ大会、スポーツ教室及び講習会等、市民スポーツの振興に寄与する事業であること。
- (4) 原則として、市内で開催する事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (5) 参加料、入場料、観覧料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (6) 障がい者を対象とする事業であること。

(助成金の額)

第4条 第1条に規定する助成金の額は、下記のとおりとする。

- (1) 協会加盟団体にあつては4万円以内
- (2) その他、市民スポーツの振興を主たる目的とした団体であると会長が認めた団体にあつては2万円以内

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、事業を実施しようとする日の1月前までに、高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 開催要項等事業の目的及び内容がわかる書類
- (2) 参加者名簿（様式第2号）
- (3) 事業に係る収支予算書（様式第3号）
- (4) 高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金請求書（様式第4号）
- (5) その他、会長が特に必要と認めた書類

(交付の決定)

第6条 会長が申請書等を審査した結果、適当と認めるときは、高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金承認通知書（様式第5号）により、その承認をしないときは、高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金不承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の取消)

第7条 会長は、次のいずれかに該当する場合には、助成金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、交付の承認を受けたと認められる場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) 交付の承認の決定の際に付した条件に違反した場合

2 会長は、助成金の交付の取消をしたときは、速やかに高齢者・障がい者スポーツ振興事業助成金承認取消通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（事業報告）

第8条 申請者は、当該事業終了後1月以内に事業実績書を添えて事業完了報告書（様式第8号）及び収支決算書（様式第9号）を、会長に提出しなければならない。

（交付の制限）

第9条 この助成金の交付は、高齢者対象事業、障がい者対象事業各々について、1団体につき、1年度中1回とする。

- 2 同一事業に対し、高齢者対象事業向けの助成金と、障がい者対象事業向けの助成金の両方の交付を同時に受けることはできない。
- 3 協会が別に定める、共催事業助成金交付規程に基づき交付する共催事業助成金と、この助成金の交付は同時に受けることはできない。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。